

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日ときは、その翌日)

◇ 告 示

娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定等

解除予定の保安林(二件)

土地改良区の役員住所の変更

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

開発行為に関する工事の完了

◇ 地 方 告 示

地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任

◇ 公 告

屋外広告物講習会の開催

告 示

鳥取県告示第七十号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第七十九条第六項の規定により、ゴルフ場に類する施設の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級を次に定め、昭和五十一年四月一日から施行し、昭和四十八年五月鳥取県告示第三百五十三号(娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定について)は、昭和五十一年三月三十一日限り廃止する。

昭和五十一年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

ゴルフ場に類する施設の名称	等 級
YSP安倍山パークコース	二 級

鳥取県告示第七十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二二八(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字船揚場一九〇四の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員(の住所)に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

八東土地改良区

理事 坂本 嗣雄	変更前	八頭郡八東町大字日田七四三番地
	変更後	八頭郡八東町大字日田七三四番地

鳥取県告示第七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を昭和五十一年三月二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十五号

昭和五十年十月二十日付けで河原町から申請のあつた土地改良(下曳田地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十一年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十六号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（助谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年三月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十七号

昭和五十一年一月二十日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（富

吉地区農業用排水）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十条第一項の規定に基づき、青木団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

第一工区

昭和四十七年三月二十四日から昭和四十八年九月三十日まで

第二工区

昭和四十七年三月二十四日から昭和五十一年三月三十一日まで

第三工区

昭和四十七年三月二十四日から昭和五十二年三月三十一日まで

昭和四十七年三月二十四日から昭和五十三年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

米子市青木字丸山、字城下峯、字城下、字天ヶ谷峯、字天ヶ谷及び字小ガタの各一部並びに諏訪字下ノ野下モの一部

第二工区

米子市青木字城下峯、字城下、字乗越、字宮塔、字上宮ノ峯、字青木屋敷、字三崎谷ノ式、字天ヶ谷峯、字天ヶ谷、字小ガタ、字落田、字蓮田、字道ノ下及び字宮ノ峯の各一部並びに諏訪字後谷及び字下ノ野下モの一部。

第三工区

米子市青木字城下、字乗越、字宮塔、字上宮ノ峯、字青木屋敷、字

三崎谷ノ式、字天ヶ谷峯、字小ガタ、字落田及び字宮ノ峯の各一部並びに字城下峯及び字天ヶ谷の全部

第三工区

米子市青木字上宮ノ峯、字青木屋敷、字三崎谷ノ式、字天ヶ谷峯、字小ガタ、字落田、字蓮田、字道ノ下及び字宮ノ峯の各一部並びに諏訪字後谷及び字下ノ野ノ下モの一部

四 土地区画整理事業の名称

青木団地土地区画整理事業

五 事務所所在地

鳥取市東町一丁目二七一番地

六 施行認可の年月日

昭和四十七年三月二十三日

七 変更認可の年月日

昭和五十一年三月五日

鳥取県告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年五月二十七日 鳥取県指令受都計第百八十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字一番川

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市明治町八 柿田シメ

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和五十一年二月二十六日委嘱し、及び解任したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月九日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

一 委嘱

氏名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経験及び閱歴
松田道昭	昭六、二	東伯郡東伯町八 橋一四〇七の四	鳥取県地方労働委員会委員 鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会事務局次長	地区評議会 (倉吉六二三四) 自宅 (東伯)三三三〇	全国電気通信労働組合鳥取県支部書記長

二 解任

磯江末夫

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年7月鳥取県条例第31号）第10条の4第1項の規定により、昭和50年度屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

昭和51年3月9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	講 習 の 課 程	場 所
昭和51年3月29日(月) 午前8時30分から	(1) 広告物に関する法令 (2) 広告物の施工に関する事項(一)	倉吉市蔵城279 鳥取県倉吉保健所
昭和51年3月30日(火) 午前8時30分から	(1) 広告物の施工に関する事項(二) (2) 広告物の表示の方法に関する事項	

2 受講手続

(1) 受講申込書の受付期間
受講申込書は、昭和51年3月12日から同年同月22日まで受け付けるものとする。

(2) 受講申込書
受講申込書は、鳥取県土木部都市計画課及び各土木出張所に備え置いてある所定の用紙を用いること。

(3) 受講手数料及びその納付方法

ア 受講手数料 2,000円

イ 納付方法

アの金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の収入証紙欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

(4) 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年10月鳥取県規則第50号）第12条第2項の規定により講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、その資格を証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

(5) 受講申込書の提出先

受講申込書は、鳥取県土木部都市計画課及び各土木出張所に提出すること。

3 その他

その他の詳細については、下記に問い合わせること。

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220 鳥取26-7364
鳥取県鳥取土木出張所 鳥取市東町一丁目271 鳥取26-7658

鳥取県郡家土木出張所 八頭郡郡家町大字郡家40 郡家2-0261
鳥取県倉吉土木出張所 倉吉市巖城279 倉吉2-8141
鳥取県米子土木出張所 米子市権町一丁目160 米子22-7331
鳥取県根雨土木出張所 日野郡日野町根雨140 根雨2-0321